

審 第 4 2 7 2 号  
答 申 第 3 2 2 号  
令和6年2月14日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年2月15日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

諮問第278号

令和2年11月19日付けで審査請求人から提起された、令和2年9月10日  
付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁  
決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和2年9月10日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関は、開示請求の対象外と判断した「活動日誌（駐在所用）〇〇年〇〇月〇〇日付け（〇〇駐在所）」の（裏）の取扱事項欄の4行目から5行目までの記載内容について、開示請求の対象となる個人情報として特定し、別途、開示決定等を行うべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年8月27日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇頃に〇〇件で私の携帯電話又は固定電話から通報した際の取扱いについて記載されている〇〇署が保有する活動日誌」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「活動日誌（PC・移動交番用）〇〇年〇〇月〇〇日付け（PC1部）」（以下「本件文書1」という。）及び「活動日誌（駐在所用）〇〇年〇〇月〇〇日付け（〇〇駐在所）」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記載された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和2年11月19日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年2月15日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

ア 「活動日誌（P C・移動交番車用）」裏面の黒塗り部分の開示を求める。

イ 「活動日誌（駐在所用）」の裏面の黒塗り部分の開示を求める。

(2) 本件審査請求の理由

理由は、私が以前にお送りした公安委員会宛て文書に示している。簡潔に記すなら、この日の〇〇署の対応が一市民、国民として理解できないこと、法に順じた正当な説明責任が果たされていなかったこと、通報内容とその社会的重要性を軽視し、通報者の違法性追求として帰結させたことに対する異議申し立てがある。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

実施機関は、本件文書の一部を開示する本件決定を行った。

イ 不開示部分及び理由

(ア) 本件文書1

- a 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「規則」という。）に該当

決裁欄の係長の印影及び勤務員欄の氏名

警部補以下の階級にある警察官の氏名が記載されており、規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

- b 条例第17条第6号に該当

活動日誌（裏）の取扱事項欄の一部

警察の調査、判断した結果が記載されており、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(イ) 本件文書2

- a 条例第17条第2号及び規則に該当

決裁欄の係長の印影、活動計画欄の印影及び駐在所名下部に記載された勤務員の氏名

警部補以下の階級にある警察官の氏名が記載されており、規則で

定める警察職員の氏名に該当するため。

b 条例第17条第6号に該当

活動日誌（裏）の取扱事項欄の一部

警察の調査、判断した結果が記載されており、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(3) 弁明の内容

ア 本件文書の特定

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、〇〇年〇〇月〇〇日付け110番受理処理結果票と照合の上、本件文書と特定した。

イ 活動日誌の性質

活動日誌は、交番等及び警ら用無線自動車で勤務する地域警察官の活動を記録した行政文書である。また、活動日誌には勤務計画を記載することとなっている。

ウ 決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件文書の不開示箇所の開示を求めていることから、不開示部分について検討を実施した。

(ア) 条例第17条第2号及び規則該当の妥当性

本件文書1の決裁欄の係長の印影及び勤務員欄の氏名並びに本件文書2の決裁欄の係長の印影、活動計画欄の印影及び駐在所名下部に記載された勤務員の氏名（以下、4において「氏名等情報」という。）

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保障する一方で、条例第17条第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。また、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する場合は開示しなければならない旨を規定している。

氏名等情報は、同号本文に該当するとして不開示としており、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、同号ただし書の該当性について検討する。

a ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、不開示とする個人情報の例外とする規定であるが、氏名等情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、同情報は、ただし書イに該当しない。

b ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示する規定であるが、該当性の判断にあつては、「当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならない。」とされており、氏名等情報を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、同情報は、ただし書ロに該当しない。

c ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、開示する規定である。ただし、括弧書により「(警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。)」と規定しており、規則第1号において「警部補以下の階級にある警察官」、第2号において「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定めている。これは、一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名は不開示とすることを規定しているが、氏名等情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、規則で定める警察職員である。

したがって、同情報は、ただし書ハに該当しない。

d ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示する規定であるが、一般的には個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者が既に知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することはなく、当該情報は開示されるものである。

氏名等情報を審査請求人が既に知っているのかは明白ではなく、同情報に記載された同人以外の個人と審査請求人との利害が共通し

ている立場にあるとはいえない。

したがって、同情報は、ただし書ニに該当しない。

e 小括

よって、氏名等情報は、条例第17条第2号本文及び規則に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

(イ) 条例第17条第6号該当の妥当性

本件文書の活動日誌（裏）の取扱事項欄の一部

条例第17条第6号は、県の機関等の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであり、本文では、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を包括的に定めている。

110番通報や加入電話等による通報に対し、地域警察官が対応すること（以下「地域警察活動」という。）及びその対応状況を活動単位ごとに活動日誌に記録することは、「同種のもものが反復されるような事務」に該当する。そして、同警察官が、通報者以外の関係者等に関して調査した内容が開示されることになれば、関係者等の秘密を守るという信頼関係に基づき成立している地域警察活動に関して、関係者等に誤解や憶測を招くこととなり、事件・事故等の発生に際して県民が警察への通報や現場での協力をためらい、正確な情報が得られなくなるなど、警察による事件の認知、事案処理等の地域警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

したがって、本件文書の活動日誌（裏）の取扱事項欄の一部は、条例第17条第6号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

(4) 結論

審査請求人は、審査請求の理由において、「〇〇署の対応が一市民、国民として理解できないこと、法に順（準）じた正当な説明責任が果たされていなかったこと、通報内容とその社会的重要性を軽視し、通報者の違法性追求として帰結させたことに対する異議申し立てがある」等と主張するが、実施機関は、前記（2）のとおり条例等の規定に基づいて、開示・不開示の判断をしているのであるから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えられる。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした部分の開示を求めているので、以下、検討する。

### (2) 本件文書について

本件文書1は、〇〇年〇〇月〇〇日の警ら用無線自動車で勤務する地域警察官の地域警察活動を記録した行政文書であり、活動の重点内容や走行距離、時系列で並べた活動内容等が記録されていると認められる。

本件文書2は、〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇駐在所で勤務する地域警察官の地域警察活動を記録した行政文書であり、活動の重点内容や目標、時系列で並べた活動内容等が記録されていると認められる。

### (3) 個人情報の特定の妥当性について

#### ア 対象外とされた箇所について

(ア) 審議会において確認したところ、本件文書の一部において、白抜きで「請求対象外」と表示する処理（以下「対象外処理」という。）がされており、審査請求人において、その内容が確認できない状態となっていることが認められた。

(イ) 実施機関は、本件文書において対象外処理を行った部分については、本件開示請求の対象とならないものと判断したと認められる。

条例第15条第1項が、「何人も、実施機関に対し、行政文書に記録された自己の個人情報の開示の請求…をすることができる」と規定していることから、同項が行政文書に記録された開示請求者自身の個人情報のみを開示請求の対象としていることは明らかであり、開示請求者の個人情報が記載されていない部分についてこのような処理を行うことは否定されるものではなく、審議会においても、個別の事案に応じてその当否を判断してきたところである。

(ウ) そもそも、ある行政文書に開示請求の対象となる開示請求者の個人情報が記載されている場合において、当該行政文書が開示請求者に関連して作成されたものと解釈できるときは、原則として、当該行政文書全体が開示請求の対象となると解するべきであるところ、当該行政文書の一部について開示請求の対象外とすることは、開示請求の内容との関連性が全くないと認められるような場合等、開示請求に係る開示請求者の自己の個人情報であるとはいえないことが明らかである部分（以下「特定部分」という。）を対象外とする場合を除いては認められないと解するべきである。すなわち、行政文書の一部が特定部分

であるとして開示請求の対象外と判断することについては、特定の期間に取得等された自己の個人情報に限定した開示請求があった場合や、開示請求の対象となる個人情報が記載された行政文書自体が、複数の個人の個人情報を含めた情報を便宜上集合させたにすぎない性質のものである場合、本来別の行政文書として取り扱われるべき文書等が誤って含まれていた場合等、限定的に解するべきである。

(エ) 以上を踏まえて、審議会で見分したところ、本件文書において対象外処理された部分のうち、本件文書2の(裏)の取扱事項欄の4行目から5行目までの記載内容については、〇〇年〇〇月〇〇日を受理日時とする審査請求人からの警察相談に係る警察相談票と照合することによって、審査請求人に関連する情報であると認められるため、審査請求人を本人とする個人情報といえる。

一方で、それ以外の対象外処理された部分については、当該部分が、一日を通じた地域警察活動全般に関する情報又は複数の個人の個人情報を含めた情報を便宜上集合させたもののうち、審査請求人に関連しない情報であること、及び本件文書が地域警察活動の内容について、時系列に並べて記録し、報告するために作成された日誌であって、個別の活動事案ごとに作成されたものではないことからすれば、当該部分は本件開示請求の内容との関連性が全くないものであると認められるため、審査請求人を本人とする個人情報とはいえない。

(オ) したがって、実施機関においては、本件文書2の(裏)の取扱事項欄の4行目から5行目までの記載内容についても、前記(ウ)の趣旨を踏まえた開示決定等を行うべきであった。

イ 文書の再探索について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

ウ 以上のことを踏まえると、本件文書2の(裏)の取扱事項欄の4行目から5行目までの記載内容について対象外処理した実施機関の判断には誤りがあるので、当該部分についても本件開示請求に係る個人情報と特定し、別途、開示決定等を行うべきである。

(4) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書1について

(ア) 決裁欄の係長の印影及び勤務員欄の氏名について

a 実施機関は、決裁欄の係長の印影及び勤務員欄の氏名について、条例第17条第2号及び規則に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

- b 当該情報は、実施機関の職員の氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。  
そして、当該職員が規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。
- c したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(イ) 取扱事項欄の一部について

- a 取扱事項欄の内容欄で不開示となっている箇所のうち1行目の記載内容について
  - (a) 実施機関は、取扱事項欄の内容欄で不開示となっている箇所のうち1行目の記載内容について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するが、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、職権により、同条第2号の該当性について、以下、検討する。
  - (b) 審議会で見分したところ、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。  
また、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。
  - (c) したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、同条第6号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。
- b 取扱事項欄の番号欄、内容欄で不開示となっている箇所のうち2行目及び処理結果欄の記載内容について
  - (a) 実施機関は、取扱事項欄の番号欄、内容欄で不開示となっている箇所のうち2行目及び処理結果欄の記載内容について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。
  - (b) 審議会で見分したところ、当該情報は、審査請求人による通報に対する地域警察活動の対応方針に関するものであり、これを開示すると、今後の警察の対応を回避しようとして、適切な解決を妨げる行為がとられる可能性や、開示された場合の影響を懸念して、担当の地域警察官が記載を当たり障りのないものとする事

で、正しい対応がとれなくなる可能性があり、その結果、当該活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(c) したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件文書2について

(ア) 決裁欄の係長の印影、活動計画欄の印影及び駐在所名下部に記載された勤務員の氏名について

a 実施機関は、決裁欄の係長の印影、活動計画欄の印影及び駐在所名下部に記載された勤務員の氏名について、条例第17条第2号及び規則に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

b 当該情報は、実施機関の職員の氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。そして、当該職員が規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

c したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(イ) 取扱事項欄の一部について

a 実施機関は、取扱事項欄の一部について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するが、当該情報は、地域警察官による評価に関するものであることから、職権により、同条第6号ハの該当性について、以下、検討する。

b 審議会で見分したところ、当該情報には、審査請求人による通報事案に対する地域警察官の評価が含まれており、これを開示すると、今後の地域警察活動において、関係者から誤解を受けること等を懸念することで、評価を含む記載を避ける、又は当たり障りのないものにしてしまう可能性があり、その結果、当該活動の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

c したがって、当該情報は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 2月16日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和5年11月16日	審議（令和5年度第7回第2部会）
令和5年12月14日	審議（令和5年度第8回第2部会）
令和6年 1月18日	審議（令和5年度第9回第2部会）
令和6年 2月 8日	審議（令和5年度第10回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会